

「イクボス」の普及・拡大業務委託に関する公募型企画コンペ募集要領

1 目的

部下のワーク・ライフ・バランスを実現しながら、成果を上げるマネジメントができる管理職を指す「イクボス」の普及・拡大に向け、企業をはじめとする、多くの人に「イクボス」の理念や取組について、発信することを目的とする。

2 業務内容

別添「「イクボス」の普及・拡大業務委託仕様書」のとおり

3 業務委託期間

委託契約締結日から令和8年（2026年）3月19日（木）まで

4 契約限度額

3, 200千円以内（消費税及び地方消費税を含む）

※上記の金額は提案にあたっての上限額であり、契約額は別途設定する予定価格の範囲内で決定する。

5 企画コンペ実施概要

（1）名称

「イクボス」の普及・拡大業務委託に関する公募型企画コンペ

（2）スケジュール

内容	日程・期限
（1）公募開始	令和7年（2025年）10月 3日（金）
（2）質問書の提出期限	令和7年（2025年）10月 8日（水）正午
（3）質問書の回答期限	令和7年（2025年）10月10日（金）
（4）参加表明書提出期限	令和7年（2025年）10月15日（水）正午
（5）企画提案書提出期限	令和7年（2025年）10月17日（金）17時
（6）審査会	令和7年（2025年）10月21日（火）
（7）審査結果通知	審査会後速やかに行う予定

6 参加資格

次に掲げる（1）から（3）までに定める条件の全てを満たす者であること。

- （1）会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る更生計画認可の決定を受けていること。
- （2）民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てを行った者又は申立てをなされた者にあつては、裁判所から当該申立てに係る再生計画認可の決定を受けていること。
- （3）暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に該当しない者であること。

7 応募手続き

(1) 質問及び回答

①質問方法

- ・質問は、質問書（様式1）を電子メールにより提出すること（電話または口頭のみでの質問は一切受け付けない。）。
- ・メール送付時、件名に「イクボス」の普及・拡大業務委託に関する公募型企画コンペ質問」と付記すること。

②提出期限

令和7年（2025年）10月8日（水）正午まで

③提出先

「11 問合せ・提出先」と同じ

④質問への回答

令和7年（2025年）10月10日（金）までに熊本県のホームページへ掲載

(2) 参加申込み

①提出書類

次のアからウを1つのPDFファイルとして提出すること。

ア 参加表明書（様式2）

イ 誓約書（様式3）及び添付書類

ウ 会社概要（様式4） ※会社概要のわかるパンフレット等を添付すること

②提出方法

メール（件名に「イクボス」の普及・拡大業務委託に関する公募型企画コンペ参加表明書」と付記すること）

③提出期限

令和7年（2025年）10月15日（水）正午まで

④提出先

「11 問合せ・提出先」と同じ

(3) 企画提案書の提出

①提出書類

次のアからカを1つのPDFファイルとして提出すること。

ア 企画提案書提出に係る鑑文（様式5）

イ 企画提案書

- ・サイズはA4版とし、様式は任意とする（パワーポイントを想定）。
- ・別紙「審査基準表」の審査項目が審査できるように工夫すること。

ウ 業務実施体制図

エ 業務スケジュール表

オ 積算書

- ・金額は、日本円にて消費税及び地方消費税の額がわかるように記載すること。
- ・別紙「イクボス」の普及・拡大業務委託仕様書」の「3 業務内容」に定める項目ごとに内訳を明示し、可能な限り詳細に記載すること。

※ ア～オ以外の資料等（参考資料含む）は添付できない。

②提出方法

メール（件名に「イクボス」の普及・拡大業務委託に関する公募型企画コンペ企画提案書」と付記すること）

③提出期限

令和7年（2025年）10月17日（金）17時

④提出先

「11 問合せ・提出先」と同じ

8 受託者の選定方法

（１）審査

参加資格審査の上、別途設置する審査会において、提案書の内容を別紙「審査基準表」により総合的に審査し、合計点が最上位の提案者を委託契約候補者として選定する。

ただし、採用基準点を60点とし、合計点の平均（合計点を審査員数で除した点数）が採用基準点に満たない場合は採用しない。

（２）審査会

日程：令和7年（2025年）10月21日（火）

場所：熊本県庁内会議室

※時間及び場所については、後日連絡する。

※審査会は1事業者あたり40分程度を想定（プレゼンテーション時間30分以内及び質疑応答10分程度）。

（３）結果通知

書面により、参加者全員に通知する。

（４）その他

- ・審査会に参加できない場合は、棄権とみなす。
- ・審査会で使用する資料は、上記7（3）①で提出された資料のみとし、審査会当日の追加資料等は認めない。
- ・審査会当日はプロジェクターまたはモニターによりプレゼンテーションをすること（プロジェクターまたはモニターの準備は不要。）。

9 契約

（１）契約

審査会で委託契約候補者として選定された者と県との協議により契約を締結する。
ただし、協議が整わない場合、または委託契約候補者が辞退した場合等は、審査会において次点とされた提案者と協議の上、契約を締結する。

（２）契約保証金

契約にあたっては、契約保証金を免除する。

10 その他

- (1) 提案書の作成、提出及び選考に関する一切の費用は提案者の負担とする。
- (2) 提出された企画提案書等は、その事由の如何にかかわらず、変更又は取消しを行うことはできないこととする。また、返還も行わない。
- (3) 提出された企画提案書が採用された場合、その使用権等の一切の権利は日本創生のための将来世代応援知事同盟に帰属するものとする。
- (4) 提出された企画提案書は、公開することがある。
- (5) 審査で最高位の評価を受けた者を受託者として選定した後に、提案内容を適切に反映した仕様書を作成するため、その者に対して業務の具体的な実施方法について提案を求めることがある。
- (6) 受託者は、業務の実施を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ、日本創生のための将来世代応援知事同盟の文書による承諾を得たときはこの限りではない。

11 問合せ・提出先

〒862-8570 熊本市中央区水前寺六丁目18番1号（熊本県庁行政棟新館4階）

熊本県健康福祉部子ども・障がい福祉局

子ども未来課 子育て支援企画班

担当：長木、西名

電話：096-333-2225

電子メールアドレス：yokaboss-bosyu@pref.kumamoto.lg.jp